指定管理者議案説明資料

所管 子ども未来局子育て支援部施設運営課

施設の名称(所在地)	札幌市しせいかん保育園(中央区南3条西7丁目)
選定方法	非公募(別紙1参照)

1 施設の概要

(1) 設置条例	札幌市児童福祉施設条例		
(2) 設置目的	保護者の労働、疾病その他の事由により、その監護すべき児童について保		
(2) 放直日的	育を必要とする場合に当該児童を保育すること。		
(3) 施設の事業内容	保育事業		
(4) 現在の指定管理者等	社会福祉法人 救世軍社会事業団		
(5) 委託費	124,526千円(令和4年度予算額)		

2 指定管理者として指定する団体の概要

名 称	社会福祉法人 救世軍社会事業団		
所 在 地	東京都千代田区神田神保町2丁目17番地		
代表者名	理事長 石川 一由紀		
設立年月日	昭和48年2月1日		
	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工		
設立目的	夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、		
放 立 日 F1	又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよ		
	う支援すること。		
基本金	4,676,186,977円		
職員数	445人(令和4年4月1日現在) ※役員、非常勤職員及び臨時職員を除く。		
事業概要(令和4年度)	(1) 第一種社会福祉事業 児童養護施設、婦人保護施設、救護施設、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム の経営 (2) 第二種社会福祉事業 保育所、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業、病 児保育事業、生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老 人保健施設を利用させる事業、老人居宅介護等事業及び老人短期入所事業の経営 (3) 公益を目的とする事業 居宅介護支援事業及び地域包括支援センターの経営		
決 算	収入4,336,462,357円		
(令和3年度)	支 出 4, 350, 018, 110円		

3 指定期間

令和5年(2023年)4月1日から令和10年(2028年)3月31日まで

4 選定結果

別紙2のとおり

5 事業計画

項目	事 業 内 容			
保育業務	通常の保育(7時~18時)のほかに、以下の保育を行う。			
	(1) 夜間保育 10時~21時			
	(2) 時間外保育 通常の保育:18時~19時			
	夜間保育:8時~10時及び21時~22時			
	(3) 障がい児保育			
	(4) 一時保育 8時~18時			

6 収支計画 (単位:千円)

75 日		金額(消費税及び地方消費税を含む。)					
	項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
	施設総収入	156, 125	156, 125	156, 125	156, 125	156, 125	780, 625
	指定管理業務に係る収入	156, 125	156, 125	156, 125	156, 125	156, 125	780, 625
	委託費	132, 886	132, 886	132, 886	132, 886	132, 886	664, 430
	その他の収入	23, 239	23, 239	23, 239	23, 239	23, 239	116, 195
	自主事業等収入 (うち指定管理業務充当分)	0 (0)	(0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	施設総支出	156, 125	156, 125	156, 125	156, 125	156, 125	780, 625
	指定管理業務に係る支出	156, 125	156, 125	156, 125	156, 125	156, 125	780, 625
	自主事業等支出	0	0	0	0	0	0
収支の差額		0	0	0		0	0

※ 委託費の額は、厚生労働省が定めた基準により、入所者数の増減等を踏まえて本市が各月ごとに算定 し、支払うものであり、収支計画の額と本市の実際の支払額は必ずしも一致するものではない。また、 委託費の額の増減に伴い、支出額が大きく変動する可能性がある。

選定方法を非公募とした理由

保育所は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、保護者の労働、疾病その他の事由により、その監護すべき児童について保育を必要とする場合に当該児童を保育することを目的として設置された施設である。

保育所の指定管理者の募集に当たっては、施設の性格上、一時的な利用にとどまる一般の貸館施設とは異なり、施設職員と入所者(入所児童等)との長期継続的な人的信頼関係が必要とされることから、札幌市児童福祉施設条例(昭和39年条例第6号)第12条第2項の規定により、現在の指定管理者による管理が良好に行われている場合に限り、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例(平成15年条例第33号)第2条の規定にかかわらず、公募によることなく、現在指定管理者として管理を行っている団体に同条例第3条の規定による申込みを求めることができることとされている。

現在の指定管理者である社会福祉法人救世軍社会事業団による指定管理期間中の管理状況 については、一人一人の子どもに応じたきめ細かい保育が行われており、保護者との十分な 連携が図られていることから、管理が良好に行われていると認められる。

よって、社会福祉法人救世軍社会事業団に対し、非公募により申込みを求めることとした。

別紙2

札幌市しせいかん保育園の指定管理者の選定結果について

1 選定委員会開催経過

第1回 令和4年8月10日 募集要項、選定方法等について

第2回 令和4年10月14日 審査及び選定等について

2 選定委員会委員

委員6名(外部委員5人、内部委員(市職員)1人)

委員長 品川 ひろみ 札幌国際大学教授

委 員 田端 綾子 弁護士

委 員 中村 正人 札幌市社会福祉協議会事務局次長

委 員 折原 博樹 公認会計士

委 員 佐藤 正道 社会保険労務士

委員 竹田 瑞恵 子ども未来局子育て支援部長

3 応募団体

社会福祉法人救世軍社会事業団

非公募により応募を求めた理由:別紙1のとおり

4 選定結果(指定管理者候補者)

(1) 選定された団体

社会福祉法人救世軍社会事業団 理事長 石川 一由紀東京都千代田区神田神保町2丁目17番地

(2) 選定の理由

社会福祉法人救世軍社会事業団の提案書の内容では、保育所の設置目的の達成に有効な運営方針に基づき、施設の効用を最大限に発揮できる事業計画が策定されており、これまで同団体が行ってきた事業の実績をいかしながら、施設の運営・管理を安定して行う体制を備えていることから、札幌市しせいかん保育園の指定管理者として適切であると判断した。

(3) 評価結果

選定基準	配点	候補者	
①平等利用の確保	15 点	12.0 点	
②施設の効用発揮	65 点	55.6 点	
③安定経営能力	75 点	64.6 点	
④管理経費の縮減	30 点	24.6 点	
⑤その他	15 点	11.6 点	
合計	200 点	168.4 点	
得点率	_	84.2%	